

さいたま市立浦和高等学校 「部活動に係る活動方針」

1 基本方針

- 「さいたま市部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、教育理念である「文武両道」「自由闊達」「自主自立」の実現を目指し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化・科学等の活動を推進する。
- 生徒の興味関心に基づき、生徒相互が交流を深めるとともに、スポーツ・文化・科学等に親しみ、様々な活動への興味関心を高め、学校生活を豊かにする取組として推進する。

2 指導の体制整備

- 各部活動には、適切に部活動顧問を配置する。
- 部活動顧問は、「年間活動計画」「月別活動計画」を作成し、生徒及び保護者に公表する。
- 部活動指導に当たっては、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等に配慮する。
- 部活動の指導に当たっては、「部活動指導員」等の外部指導者の活用を推進し、専門的な指導の充実に取り組むと共に、教員の負担軽減を図る。

3 指導上の配慮事項

- 部活動の指導に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止に努めると共に、必要な教員研修等を行い、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツ・文化・科学等に親しむ基礎を培うことに配慮し、生徒とのコミュニケーションを十分に図ると共に、短時間で効果的な活動となるよう努める。

4 事故防止の徹底

- 活動に当たっては、生徒の安全確保を第一に、養護教諭を含む教職員間の連携を密にし、万全の体制を整える。
- 教職員や生徒等を対象とした心肺蘇生法や AED の使用等に関する研修会を実施する。
- 夏季の活動においては、活動前に必ず生徒の体調を確認すると共に、活動前・活動中の十分な水分補給と適切な休憩を取らせ、熱中症事故の防止に努める。また、高温注意情報等が発せられた場合は、活動を中止するなど必要な対策を取る。
- 万一事故が発生した場合は、「危機管理マニュアル」に則って適切な対応を取る。

5 休養日の設定等

- 学期中は、原則として、平日に少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日に少なくとも 1 日の休養日を設定する。
- 長期休業中の休養日の設定は、原則として学期中に準じる。また、学校閉庁日、年末年始は、原則として休養期間とする。
- 大会日程等により、やむを得ず休養日に活動を行う場合は、休養日を振り替えるなど、適切な運用に努める。また、各部活動の特性や生徒の実態等を踏まえた、適切な休養日の設定に留意する。
- 1 日の活動時間は、原則として、平日で実質 2 時間程度、休業日においては実質 3 時間程度とする。
- 大会前の練習試合等、やむを得ず活動時間を延長する場合には、生徒及び保護者の了解を得ると共に、これを踏まえた休養日の設定など、生徒の健康管理等に十分配慮する。